

「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度(G-クレジット制度) G-クレジット登録簿システム利用規程

(目的)

第1条 この規程は、G-クレジット登録簿システム（以下「登録簿システム」という。）における口座開設の手続、G-クレジットの認証、移転、無効化及び取消の記録手続並びにその他登録簿システムの運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度（G-クレジット制度）実施要綱（以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「管理者」とは、登録簿システムを維持及び管理する岐阜県をいう。
- 二 「申出者」とは、登録簿システムに口座の開設を受けようとする者をいう。
- 三 「システム利用者」とは、実施要綱に基づき、登録簿システムに口座の開設を受けた者をいう。

(G-クレジット登録簿システム)

第3条 管理者は、登録簿システムにおいて次の各号に掲げる区分の口座を設ける。

- 一 保有口座
 - 二 無効化口座
 - 三 取消口座
 - 四 バッファー管理口座
- 2 管理者は、各口座に口座番号を付する。
- 3 管理者は、口座に記録されるG-クレジットに、次の各号に掲げる事項を表すシリアル番号を付する。
- 一 制度記号
 - 二 識別番号
 - 三 クレジット種別
 - 四 クレジット認証番号

(記録)

第4条 管理者は、次の各号に掲げる事項を登録簿システムに記録する。

- 一 口座に関する事項
- 二 認証されたG-クレジットに関する事項
- 三 G-クレジットの移転に関する事項
- 四 G-クレジットの無効化及び取消に関する事項

(口座の開設)

第5条 申出者は、以下に掲げる事項に同意するときは、実施要綱及び別に定める手順書に基づ

き、管理者に対して口座の開設を申し出ることができる。申出者は口座開設の申出をもって、以下に掲げる事項に同意しているものとみなす。

- 一 口座及びG-クレジットは、県政策等による制約を受けるものであり、管理者は、かかる制約によりシステム利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないこと
- 二 管理者の判断により、申出者が無効化するG-クレジット等に関する情報が、本制度の運用上必要な範囲に限り第三者に提供される場合があること
- 三 申出者は、口座開設を受けた後の登録簿システムの利用にあたり、本規程の定めに従うこと

(移転、無効化及び取消等)

第6条 システム利用者は、管理者への申出により、自らの口座に記録されたG-クレジットの他の口座への移転、無効化、取消及び残高照会を行うことができる。ただし、G-クレジットは、第三者への転売はできないものとする。

(記録の過誤訂正手続)

第7条 管理者は、G-クレジットの記録等について過誤を発見した場合、当該過誤の訂正が可能な限度において当該過誤を事前にシステム利用者に通知することなく訂正することができる。この場合、管理者は、当該訂正により影響を受けるシステム利用者に対して、速やかに訂正の内容及び理由を通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 登録簿システムへの口座開設のために取得した個人情報は、本システムの運営のためにのみ使用するものとする。

(システム利用権限の停止及び廃止)

第9条 システム利用者が、虚偽の申出を行った場合その他の重大な違反を行った場合には、管理者は当該システム利用者の利用権限を停止し、当該システム利用者に対してその旨の通知を行うこととする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者は当該システム利用者の利用権限を廃止し、当該システム利用者に対しその旨の通知を行うこととする。本通知の到達により本規程に基づくシステム利用関係は終了するものとする。
 - 一 システム利用者から口座を廃止する旨の申出があった場合
 - 二 管理者がG-クレジット制度の終了等に伴い登録簿システム運営業務を廃止する場合
 - 三 前項による利用権限の停止に係る通知の到達後30日以内にシステム利用者が利用権限の停止の原因となった違反状態を解消できなかった場合
- 3 前項第一号及び第三号の場合において、システム利用者は、廃止される口座に記録されたG-クレジットについて、同各号により利用が終了した日から30日以内に第6条に基づく移転、無効化又は取消の手続を行う。当該期間内にG-クレジットの移転、無効化又は取消がなされない場合には管理者は、当該G-クレジットを無効化口座に移転する等の措置を講ずることができる。

- 4 管理者は、登録簿システム運營業務を廃止する場合には、あらかじめシステム利用者に対してその理由を明示の上、廃止する旨その他の必要事項を通知するものとする。管理者は当該通知から登録簿システム運營業務の廃止までシステム利用者には十分な猶予期間を確保するよう努めるものとする。

(変更の届出)

- 第10条 システム利用者は、口座開設時に提出した申請書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を届け出なければならない。
- 2 システム利用者が、前項の変更に係る届出を怠ったことにより、本規程に基づく管理者からの通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなす。

(システム利用者の地位の譲渡及び担保差し入れの禁止)

- 第11条 システム利用者は、本規程に基づくシステム利用者たる地位及び権利義務の第三者に対する譲渡、移転、担保差し入れその他の処分又はシステム利用者の名義貸しを行うことはできない。

(免責)

- 第12条 管理者は、天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害（一時的なものであるか否かを問わない。）、システム利用者との間の通信回線（有線、無線を問わない。）の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な口座利用、インターネット閲覧のためのアプリケーションの不具合等に起因して又は関連した記録等の遅延、不能若しくはこれらに関する誤処理がなされたことによりシステム利用者が発生した損害について、管理者に重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わない。
- 2 管理者は、口座開設、G-クレジットに係る記録その他の行為について、重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わない。
- 3 管理者は、システム利用者のG-クレジットの差押え等の裁判所の命令等の送達を受け、これに従って行動した場合、システム利用者その他の第三者に発生した損害について、一切の責任を負わない。

(規程変更)

- 第13条 この規程は、県政策の変更等により、必要に応じて変更されるものとし、管理者は、変更を行った場合には、遅滞なく変更後の規程を公表するものとする。
- 2 管理者は、前項の変更によりシステム利用者が発生した損害について、一切の責任を負わない。

(準拠法及び裁判管轄)

- 第14条 この規程は、日本語を使用言語とし、日本法に準拠し日本法に従い解釈されるものとする。管理者とシステム利用者の間において本規程に起因して又は関連して生じた一切の紛争

については、岐阜地方裁判所が第一審の非専属的合意管轄を有する。

附則

本規程は、令和6年5月1日から効力を生ずる